

## 5. 国や千葉県の主な取組

### 水環境保全の動き

日本の水質汚濁の歴史を振り返ると、明治初期から産業の近代化と進展に伴い、水質汚濁が進み、各地で問題が生じるようになりました。第二次大戦後の産業復興期には、大都市を中心に水質汚濁が拡大し、重大な公害問題が顕在化してきました。

昭和 33 年に旧水質二法が制定されて、水質汚濁問題に対処する取組が始まりましたが、旧水質二法は対象地域、対象施設、規制項目に限定があり、その後も深刻な水質汚濁問題が発生しました。

千葉県では、昭和 38 年に千葉県公害防止条例が制定され、昭和 40 年に県衛生部に公害課が設置されました。

昭和 42 年に公害対策基本法が制定され、公害対策を総合的に推進する体制が整えられ、昭和 45 年に旧水質二法に替わって、新たに水質汚濁防止法が制定され、全国一律の排水規制や排水基準違反への直罰の導入など法制度の整備が進み、翌昭和 46 年に環境庁が設置され環境行政を一元的に担うことになりました。

その後、人口及び産業が背後に集中する内湾、内海及び湖沼といった閉鎖性水域において、水質汚濁の進行、赤潮の多発などの顕在化により、早急な対策が必要となり、昭和 48 年に瀬戸内海環境保全特別措置法、昭和 53 年に水質総量規制の導入、そして昭和 59 年に湖沼水質保全特別措置法などの法整備が進められました。

千葉県では、東京湾への対策として、昭和 55 年に東京湾に係る第 1 次「化学的酸素要求量総量削減計画」の公告、東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」の告示が行われ、昭和 57 年に第 1 次「東京湾富栄養化対策指導指針」が策定されました。

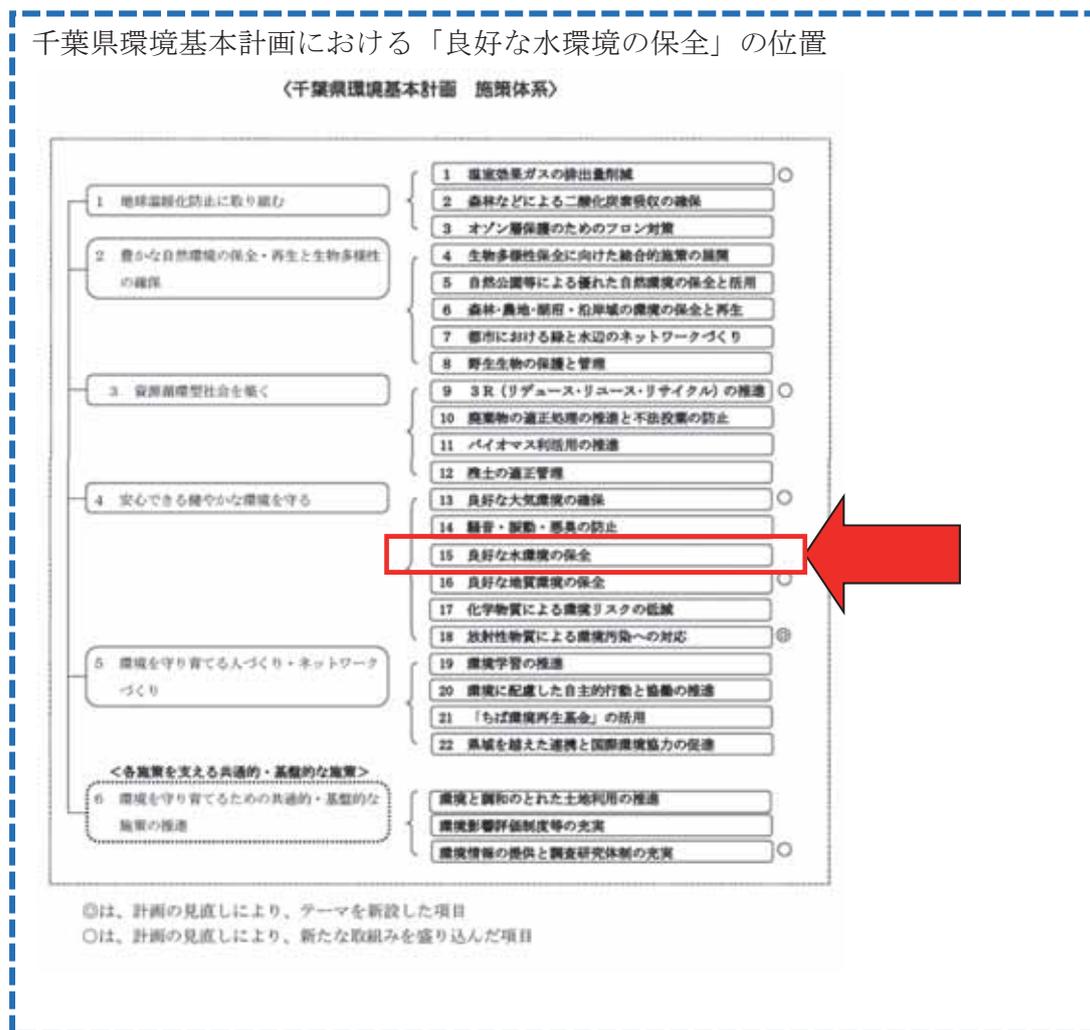
また、地下水汚染の顕在化や有害化学物質による汚染のリスクに対応するため、平成元年及び平成 8 年に水質汚濁防止法の改正を行い、地下水汚染対策や事故時の措置に係る対策が強化されました。

千葉県では、君津市の半導体工場における有機塩素化合物による地下水汚染を発端に、平成元年に千葉県地下水汚染防止対策指導要綱を制定しました。

生活排水対策としては、平成 2 年に水質汚濁防止法の改正により生活排水対策が充実し、平成 17 年に湖沼水質保全特別措置法の改正による流出水対策等を図る制度が導入されました。

海洋環境の保全については、昭和 45 年制定の海洋汚染防止法に基づき、船舶からの油や有害液体物質による海洋汚染対策や廃棄物の海洋投棄処分の規制が行われるようになりました。国際海事機関（IMO）においては、船舶のバラスト水中に混入する水生生物の越境移動を防止するためのバラスト水管理条約の採択（平成 16 年 2 月）が行われました。

千葉県環境基本計画における「良好な水環境の保全」の位置



関連 URL

「今後の水環境保全に関する検討会」 取りまとめ／環境省

<http://www.env.go.jp/water/confs/fpwq/torimatome2.html>

平成 27 年版環境白書／千葉県

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/press/2015/hakusyo27nenjihoukoku26.html>